

「未来をつくる美術館」の基本スキームと 事業者選定方法について



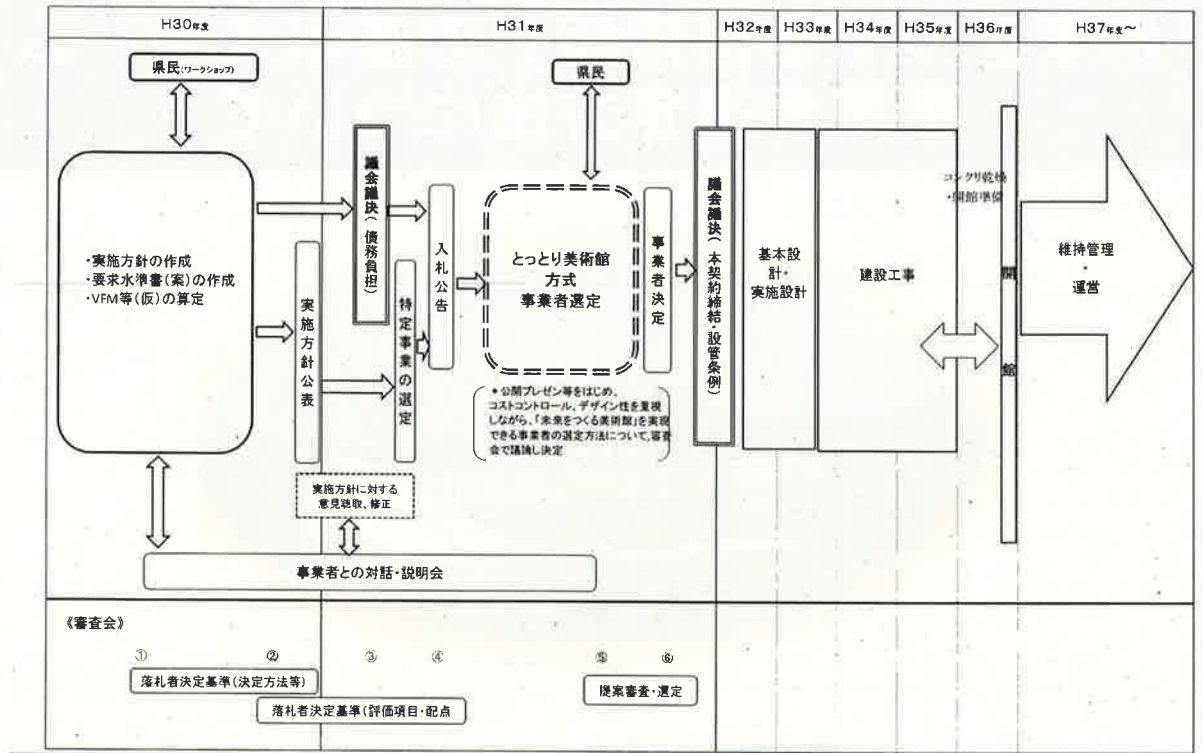
平成30年11月 鳥取県立博物館

※本資料の内容は現時点におけるものであり、今後、民間事業者との対話を通して変更となる場合がありますのでご了承ください。
また、未定稿であるため、本資料の取扱いについては十分ご注意ください。

事業内容

事業名称	鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業	
事業の対象となる公共施設の名称	鳥取県立美術館（仮称）	
事業の目的	民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現する。	
施設概要	事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-4 外 敷地面積：22,060㎡ 延床面積：9,910㎡（基本計画時） 開館年：2024年度中（予定）	
事業方式	PFI事業（BTO方式、混合型）	
事業期間	20年（施設整備事業を含む。）	
事業の範囲	<p><事業者が行う業務></p> <p>i 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設整備業務 イ 開館準備業務 ウ 維持管理業務 エ 運営業務（広報・集客・運営事務支援） （ミュージアムショップ運営及び飲食施設運営については附帯事業） <p>ii 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 自主事業 イ 民間提案事業（附帯事業） 	<p><県が行う業務></p> <p>i 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設整備業務のうち補助金等申請業務 イ 開館準備業務のうち事務所及び収蔵品等移転業務・展覧会準備業務 ウ 維持管理業務のうち美術館運営業務 エ 運営業務（収集・調査研究・教育普及・常設展示・企画展示 等）

事業スケジュール (予定)



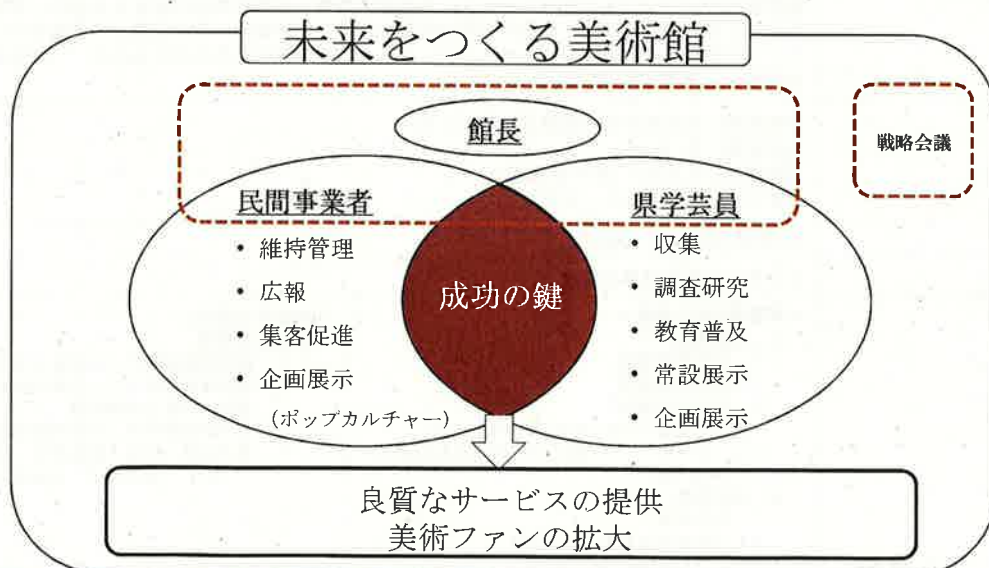
* 議会議決(債務負担)は、PFI事業期間全体に係る事業費総額(施設整備費+事業期間全体運営費)の限度額の設定を行うもの。

2

本事業における官民連携の基本的な考え方

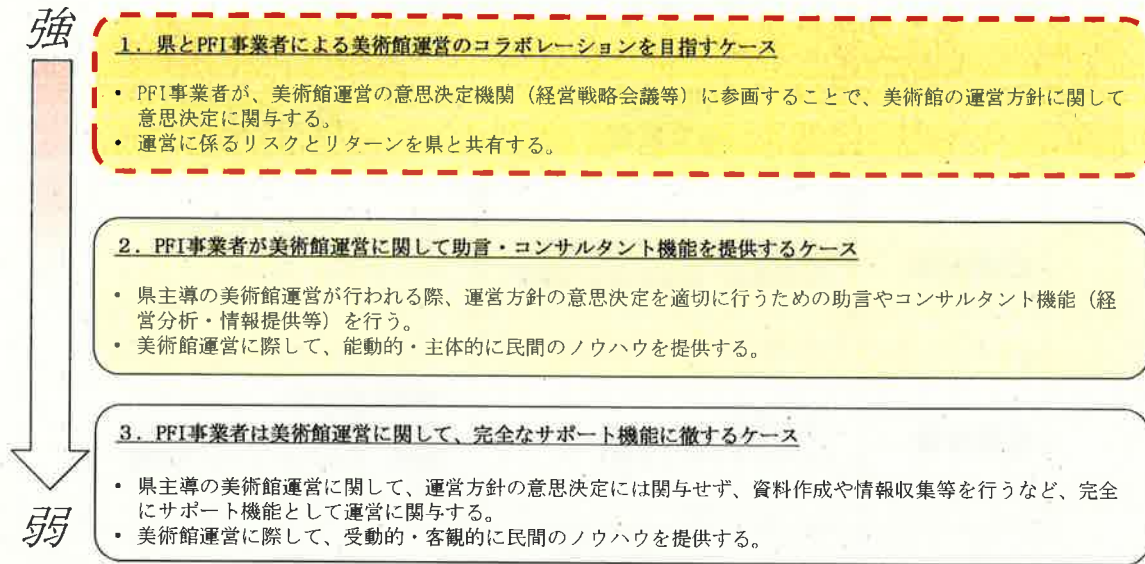
《基本計画》美術館運営に関わる者全てが横断的に連携し、協力し合うことで、
魅力ある事業の企画・運営を行う体制とします。

- ✓ 美術館運営は県と民間事業者の“縦割り”ではなく、“交わり”を重視する。
- ✓ 民間事業者と県学芸員は対等な関係「ビジネスパートナー」となり、戦略的な美術館運営を実現する。



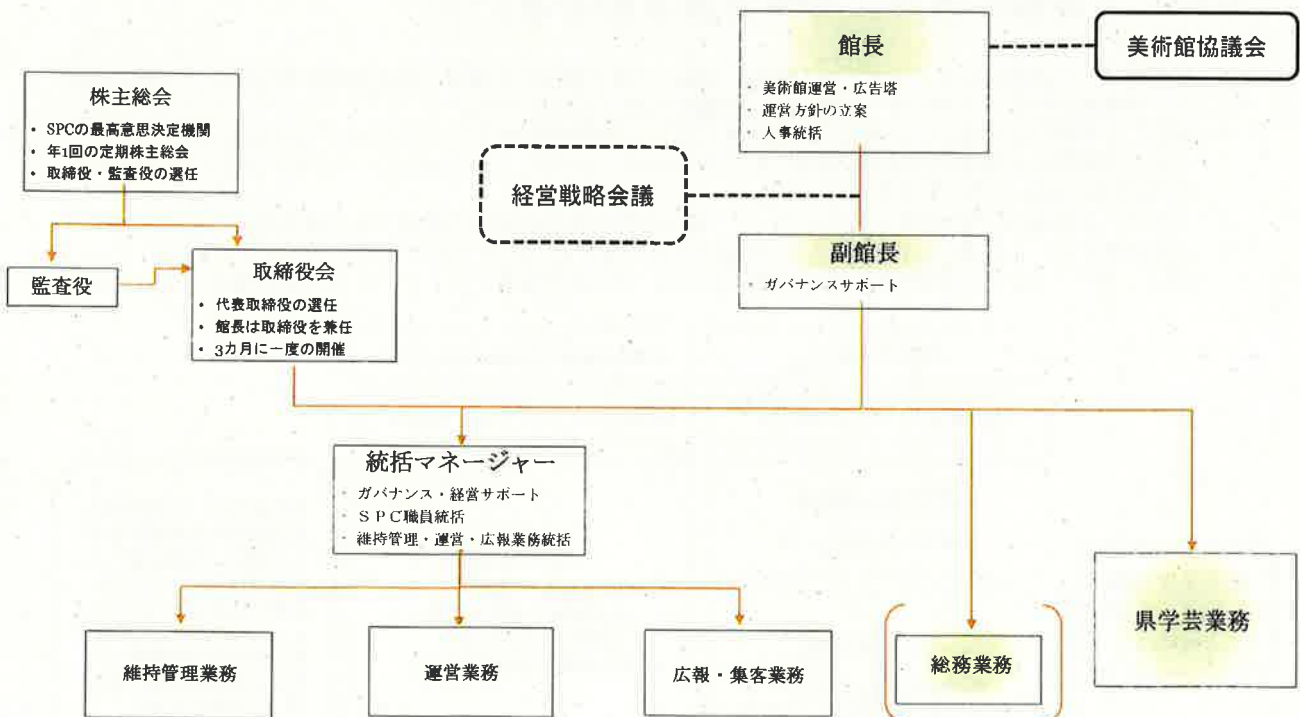
美術館運営におけるPFI事業者の関与度 ～民間のノウハウに期待する運営サポート業務について～

⇒参考資料3-2 運営業務等における業務分担(案)



鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

美術館運営における実施体制（イメージ）



本事業における特定事業の構造

- ✓ 本事業は、要求水準を定める「必須事業」及び、事業者による提案を求める「任意事業」に区分される。
- ✓ 必須事業及び任意事業はそれぞれ、美術館運営における「本来事業」と美術館を運営することに伴い附帯して生じる「附帯事業」に区分される。
- ✓ 以下、各業務を例示しているが、任意事業に関しては事業者提案に拠る業務となる。

	美術館 本来事業	附帯事業
必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準で求める本来事業 (施設整備、維持管理及び運営) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準で求める附帯事業 (レストラン・カフェ、 ミュージアムショップ 等)
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業 (ユニークメニュー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間提案事業 (グッズ開発、インターネット 販売、広場でのイベント開催 等)

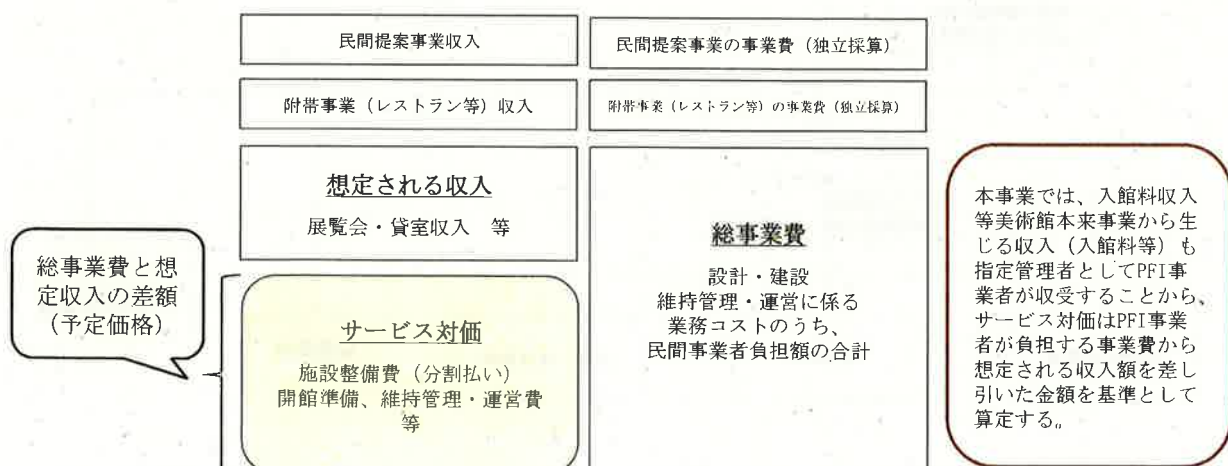
* : 県が支払うサービス対価の対象範囲

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

6

サービス対価の算定に関する基本的な考え方

- ✓ 本事業は、庁舎等をはじめとするPFI事業と同様に、県が発注する業務に係る要求水準を満たすことを条件に、事業者に対して、サービスを購入した対価を支払うこととなる。
- ✓ 他方、庁舎等の公共施設とは異なり、本事業では、美術館運営を行うことにより一定の収入が生じることから、当該収入を事業者が指定管理者として収受することとし、その分だけ、サービス対価を差し引いてPFI事業者に支払うことを予定している。
- ✓ この点、本事業は、PFI事業におけるサービス購入型及び独立採算型の中間である混合型事業となる。
- ✓ 上記を踏まえ、本事業におけるサービス対価は以下に示すような形で算出することを予定している。
(但し、前ページに示す附帯事業及び任意事業については独立採算とし、サービス対価を構成しない)



鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

7

マーケットサウンディング実施要領 (案)

～基本スキームに関する民間事業者の質問・意見を必要に応じて反映～

対話型の市場調査をいい、県が進めている実施方針等の作成に際し、より良い事業としていくため、また、民間事業者に引き受けてもらうための意見や条件等を広く募集し、必要に応じて実施方針等に反映することを目的として下記要領にて実施する。

マーケットサウンディング概要

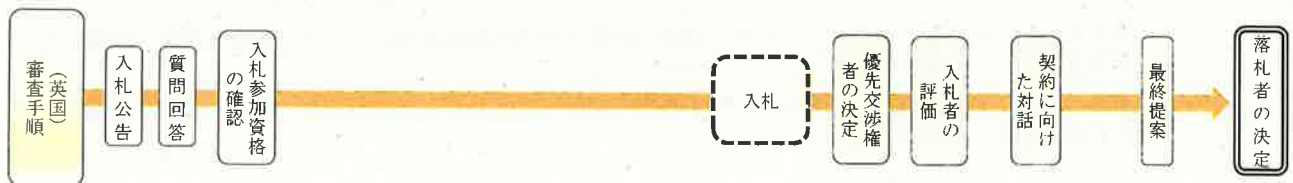
- (1) 参加事業者の取扱い
 - ・参加事業者の名称は公表しない。
 - ・マーケットサウンディングへの参加実績は審査に一切影響を与えない。
- (2) 提案内容の取扱い
 - ・マーケットサウンディング、意見・提案内容は、実施方針、要求水準書案等の条件を検討する際の参考とするが、条件に必ず反映されるものではない。
- (3) 費用負担
 - ・マーケットサウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担。(鳥取県内でのみ実施を予定)
- (4) 資料の取扱い
 - ・誓約書の提出を条件とする開示資料(守秘義務対象資料)に含まれる情報は、業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、事業に重要な影響を与えることから、その守秘が必要となること、並びに、情報提供者からは、提供された情報を公にしないこと及び情報開示先が示されることを条件に任意に情報提供を受けているものであること予め理解を促す。

実施スケジュール想定

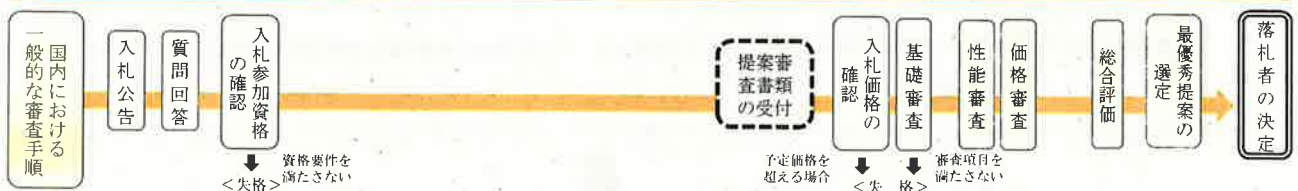
- ・参加申請書の受付
平成30年12月中旬
- ・参加申請者への守秘義務対象資料の提供
平成31年1月上旬
- ・質問受付
平成31年1月前半
- ・質問に対する回答
平成31年1月後半
- ・意見書の受付
平成31年2月前半

事業者選定方法について ～とっとり美術館方式の誕生～

国内外で様々な審査基準がある中で、基本計画実現に向けて最もふさわしい事業者を選定するべく、本事業では「とっとり美術館方式」を採用



✓ 英国でPFI制度が導入されて以降実施されてきた交渉手続方式の審査手順では、入札後に入札者の評価、対話、最終提案のプロセスを経て、事業の財政面での枠組が決定するが、この方式はわが国の会計上認められない。

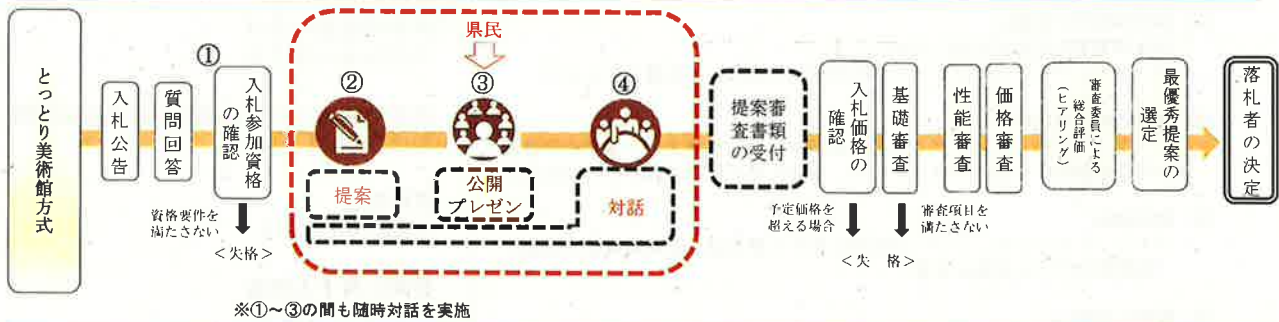


✓ わが国における一般的な審査手順に添った場合、提案書類の受付までに発注者の求める要求水準の内容や意図が明確に伝わらず、契約時での認識の不一致からくる齟齬が生じるなど、より実効的な事業の実施に向けた柔軟な交渉が行えない等の課題も指摘されている。

事業者選定方法について～「とっとり美術館方式」～

- ✓ 県が求める「未来をつくる美術館」を実現するには、要求水準の意図が伝わっているのかを確認し、認識の不一致からくる齟齬を回避していくことが必要。
- ✓ 県民に「未来をつくる美術館」の大枠の方向性を示すなど、コミュニケーションを図りながら進めることが重要。

⇒未来をつくる美術館」にふさわしい事業者提案を求めするために、提案審査書類の受付前に、事業者の理解を促すプロセスとして、「とっとり美術館方式」を採用。（審査は行わない。）



- ✓ ①～④では審査を行わず、県の美術館整備運営事業にふさわしい提案を求めために事業者の理解を促すプロセスとなる。
- ✓ ①～④を踏まえたうえで、⑤入札及び企画提案書の提出を求め、提案内容を審査し評価する。
- ✓ 整備業務に係る意匠性、維持管理業務も見据えたコストコントロール、運営業務で求められる事業目的の実現、これら全てを求められる美術館PFI事業のモデルケースとして、事業者選定方法を工夫する全国初の「とっとり美術館方式」を採用。

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

10

①参加資格の検討について（方向性）

- ✓ 「未来をつくる美術館」を実現するため、建築の意匠性や美術館運営等について、豊富な経験・実績を有する事業者のノウハウを活用していくことが求められる。
- ✓ 本事業の場合、独立採算となる業務がPFI事業の範囲に含まれることから、リスク負担可能な事業者の参画も必要となることが想定される。
- ✓ 本事業はWTO政府調達案件に該当することが想定される。
(⇒事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。)
- ✓ 鳥取県産業振興条例に基づく、県内事業者の参画への配慮が必要。

鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針（平成30年度 第2回県有施設・資産有効活用戦略会議：H30-11-20）

別紙●のとおり



総合的に勘案しながら、本事業における参加資格要件の検討を進める。

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

11

②一次提案について

- ✓ 基本計画の実現可能性に係る全体計画（基本方針・実施体制・リスク想定と対策・事業継続性の確保、地域社会・経済への貢献）と意匠性（施設整備計画）が相互に関連するような記載内容とする。
- ✓ コンセプト、具体的なデザインや土地利用計画、建物の構成や性能（平面図・立面図・断面図や、面積表・仕上表・設備概要等）、が具体的な業務の進め方やデザイン・計画の実施体制が読み取れるような記載内容とする。



鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

③公開プレゼンテーション

④競争的対話について

- ✓ 県民と「つくる」というコンセプトを実現するために公開プレゼンテーションは事業者選定に重要な要素となる。
- ✓ 二段階の選定プロセスを想定するうえで、公開プレゼンテーションの開催は、提案者による内容の大幅な変更を自発的に抑制する効果もある。
- ✓ 現時点における公開プレゼンテーションの概要は以下の通り。

- ✓ とっとり美術館方式による事業者選定プロセスでは、事業者から、より良い提案を行ってもらい観客より、競争的対話を複数回実施する。
- ✓ 建築に関しては県の営繕部門が、美術館運営に関しては学芸員が各々対応することで、要求水準の解釈について県側及び提案者側との認識の乖離を防ぎ、事業者選定後の円滑な契約交渉及びPFI事業の実施を目指すこととする。

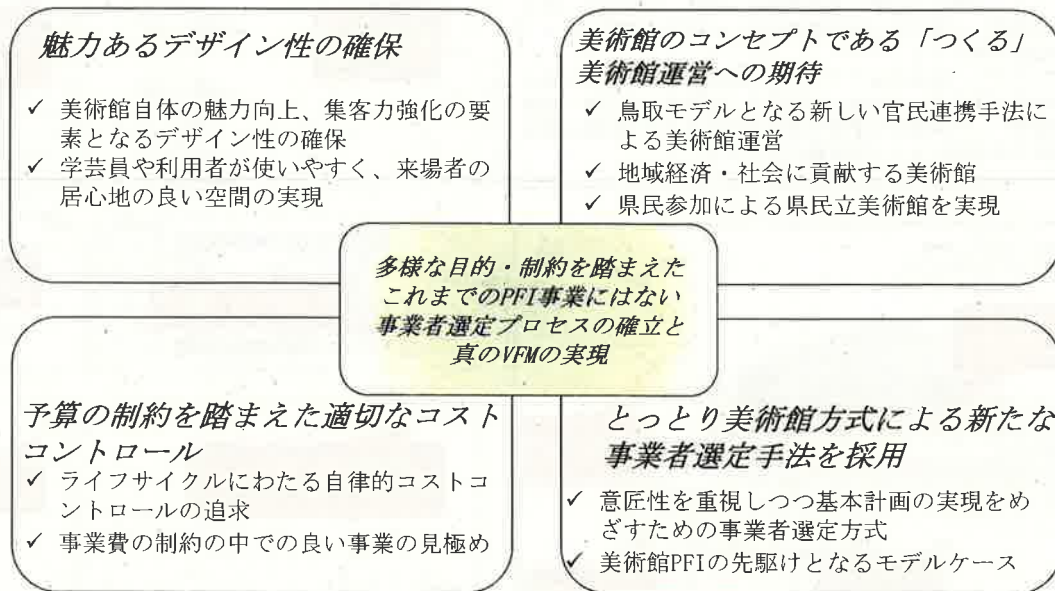
参加者（競争相手による傍聴）	認める
出席者（県民等）による質問	行わない（プレゼンを聞く場）
審査員の出席	有り
審査について	実施しない（質疑応答も行わない） ※非公開の競争的対話（第1回）を同日実施
場所	倉吉パークスクエア内施設を予定
実施時期	第一次提案書提出期限後後速やかに実施

要検討項目	パターン
審査委員の参加	審査員は同席せず、概況報告を行うことを想定
県庁対応者	担当部局のほか学芸員及び営繕部門も参加を想定
実施場所	県庁（県立博物館）内に於いて
質問・協議内容の共有	共通事項につき応募者に共有することを想定
実施回数	複数回を想定
実施時期	第1回：公開プレゼンテーション開催日（予定） 第2回以降：検討期間を十分に確保したうえで実施

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

提案審査書類の提出と審査及び評価

～基本計画に基づき審査及び評価すべき項目を検討～



鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

14

提案審査について

～本事業における評価項目案について～

⇒参考資料4-1 福岡市美術館リニューアル事業落札者決定基準
⇒参考資料4-2 福岡市美術館リニューアル事業審査講評

提案内容	評価のポイント	配点
1. 全体計画提案	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 基本方針 ➢ リスク想定と対策 ➢ 事業継続性の確保 ➢ モニタリング ➢ 地域経済・社会への貢献 	<p style="text-align: center;">次回審査会で 協議（予定）</p>
2. 業務計画提案	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務実施体制 ➢ 設計業務の実施体制 ➢ 業務工程計画 	
3. 施設計画提案	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設全体（全体配置、建築計画、意匠性、構造、電気設備、機械設備） ➢ 展示・収蔵計画（動線設計、企画案、諸室の運営、常設展開連） ➢ 各機能（諸室、展示機能、創造系・支援系機能、交流機能、外構計画） 	
4. 維持管理計画提案	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設の維持管理計画（建築物の機能・性能保持、利用者の快適性、空調、環境衛生への取組方針、セキュリティの確保） ➢ 建築計画を踏まえたコスト管理方針提案 	
5. 運営計画提案	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 開館準備業務に係る提案 ➢ 運営業務に係る提案（実施体制、人材、利用者対応、諸室運営、展覧会業務への取組み、広報、集客のための取組方針） 	
6. 附帯・任意事業に係る計画提案	<ul style="list-style-type: none"> ➢ レストラン・カフェ、ミュージアムショップに係る運営計画、収支計画 ➢ その他任意事業に関する提案 	
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 美術館のアプローチにおける空間の魅力づくり ➢ 周辺施設、県内他館との連携に関する提案 	

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

15

PPP/PFI手法導入にかかる地元企業への配慮

H30 第2回県有施設・資産有効活用戦略会議資料(H30.11.20)

■背景

○本県では、平成28年3月に「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」を策定し、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP/PFI手法を検討することとしている。

【導入済】鳥取空港

【検討・導入手続中】美術館、発電施設、西部総合事務所新棟 等

○PFI事業等の場合、従来の公共施設整備・運営事業と比較して、経営力・技術力・資金力等が求められ、他都道府県の事業では、県外事業者が事業主体の中核となる事例が多い。

○県議会での議論や鳥取県産業振興条例の趣旨も踏まえ、本県のPPP/PFI事業において、県内事業者の事業参画を促進しながら、一定の確保を図る必要がある。

➡「鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針」の制定を検討

1

PPP/PFI手法導入にかかる地元企業への配慮

■鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針 骨子案

1 県内事業者のノウハウ取得に向けた支援

県が設置した「地域プラットフォーム」が主体となってセミナーを開催し、PPP/PFI事業に関するノウハウの取得を促進するとともに、事業の検討段階から情報共有を行う。
(H30.8 鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォームを設立)

2 事業者の公募条件

PPP/PFI手法(指定管理者制度を除く)を導入する場合の事業者の公募にあたっては、WTO政府調達案件に該当しない案件は、原則として特定目的会社(SPC)に県内事業者(鳥取県産業振興条例第8条第2項にいう県内事業者)を含めて構成することを公募条件とする。

3 SPCの発注等

・WTO政府調達案件に該当しない場合、原則としてSPCは下請負について、公共工事の入札応募条件の事業規模別の事業者の資格要件を参考とし、県内事業者又は県内に事務所を置く事業者に発注すること。

・WTO政府調達案件への該当の有無に関わらず、SPCは工事及び委託業務の発注並びに物品等の調達に当たっては、県内事業者を活用するよう努めること。

4 事業者選定における地域産業振興に対する評価

WTO政府調達案件にあっても、事業者選定の審査において、SPCへの県内事業者の参画や県内事業者の活用など、地域産業の振興又は雇用の確保につながる内容を加点評価項目とする。

2

